

名古屋市入学支援金とは？

お子さまが愛知県内の高等学校などへ入学するにあたり、入学時の費用として**7万円を支給**する返済不要の制度です。



対象 以下の項目のすべてに該当する必要があります。

- 7月1日時点で生徒・保護者が本市在住で、愛知県内の中学校などに在学している中学3年生
- 愛知県内の高等学校など(通信制については県外も対象)へ入学
- 経済的な要件を満たしている

以下のいずれかに該当する方が対象となります。

- ・保護者全員の「令和8年度市民税の課税標準額×6%－市民税の調整控除額×3/4」の合計額が174,300円未満である方※
- ・本市就学援助の9月以降の認定を受けた方(生活保護法に規定する要保護者を除く)

※本市就学援助が否認となった場合でも、所得判定の対象者が異なるため、対象となる場合があります。

※基準額を超過した場合でも、自己の責めによらない事由により収入が著しく減少した場合は、家計急変として対象となる場合があります。

※海外在住により課税されない場合や、住民税未申告の場合は認定できません。

◎対象の学校種や経済的な要件についての詳細は、おもて面に記載の「名古屋市入学支援金のホームページ」よりご確認ください。

申請から支給までの流れ

1 申請手続き(手続きの目安は10～15分)

Webにて申請を行います。(手続きの方法や申請時に必要な添付書類はホームページをご確認ください)

〈電子申請時に提出する書類(画像データ)〉

次の書類の画像データの提出が必要です。申請前にあらかじめご準備ください。(他にも書類を求める場合があります)

対象者	提出書類(画像データ)	注意事項
申請者全員	通帳口座(生徒名義に限る)	保護者名義不可 (未作成の場合、作成してください)

注意事項

- 本市就学援助の認定を受けている方も申請が必要です。
- 同学年の兄弟姉妹がいる場合は、それぞれ申請が必要です。

2 審査・認定 (1月中旬頃を予定)

提出していただいた証明書などをもとに審査を行い、結果を申請時に入力されたメールアドレス宛てに通知します。

3 請求 (令和9年3月末まで)

②で認定された方は、本制度の対象校に合格したら、合格通知書、WEB合格発表の画面、振込先の通帳口座などをWEBから提出してください。

4 支給

③で提出していただいた書類を確認後、不備がなければ3週間程度で生徒名義の口座へ入学支援金が支給されます。

申請時に同意いただければ、経済的な要件の確認は本市で行います。令和8年1月1日時点で本市在住の方であれば、「課税証明書」や「住民票」などの書類を取得することなく申請できます。

詳細はおもて面に記載の「名古屋市入学支援金のホームページ」よりご確認ください ➡